

なりました。しかしながら適切な管理を欠いたため積金はすぐに枯渇してしまいました。

営繕会議所の事業を引き継ぎ、積金を運用した東京会議所の会頭に就いた渋沢は、これを問題視して事業の改革を行うとともに、渋沢が経営する第一国立銀行で積金を管理し、西洋式簿記を用いて会計処理を厳格化しました。東京府へ会議所の業務を移管する明治9年(1876)の「行務還納」までに、インフラ整備、教育などに積金は充てられました。

行務還納により東京府にゆだねられた会議所の事業は、「官」営にはなじまないものもありました。例えば、ガス事業は、需要も収益も見込まれるものでしたが、府庁内、議会の許可が必要であったため、「官」においては、事業拡大が困難でした。こうしたなか、瓦斯局長として会議所以来、事業にかかわっていた渋沢は、ガス事業普及のため、事業の民営化に踏み切ったのでした。

I章では、維新以後の七分積金の変容と、積金を元手としたさまざまな事業が、渋沢の手により「官」と「民」のそれぞれの事業に振り分けられていく過程を明らかにしました。



展示風景 (I章)

II章 養育院と渋沢栄一

～「官」と「民」のあいだで～

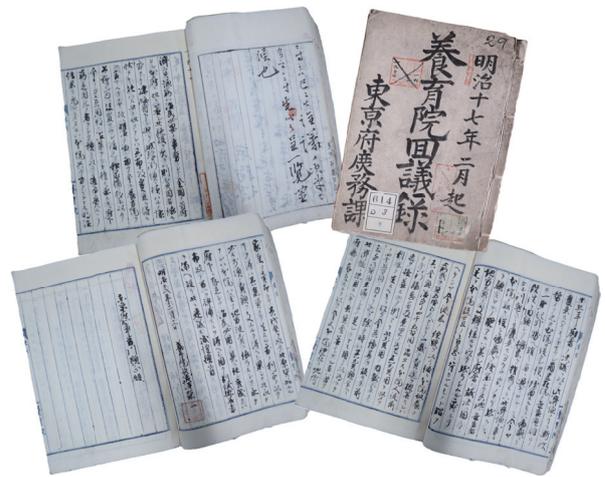
養育院の窮民救済事業は、明治5年10月のロシア皇子の来日に際し、窮民240名を収容したことを機にはじまりました。

渋沢は、明治9年に養育院の院長となり、昭和6年(1931)まで半世紀以上も養育院の運営に携わりました。この養育院もまた七分積金を利用してはじまった事業でした。しかしその後、府財政の負担となった養育院に対して廃止論が起り、

明治18年(1885)、東京府は養育院を管轄しているにもかかわらず、公費の支給を打ち切っています。そこで渋沢は、養育院の家屋・地所の売却、定期的なバザー開催による売上を資金として運用する独立自営の方策を立てて、養育院の運営を支えました。

明治30年代以降、日清・日露戦争後の経済不況により、養育院でも新規入院者が急増していきました。渋沢は、貧富の差が広がる状況を目の当たりにして、七分積金を創った松平定信に傾倒していきます。そして、定信の月命日を養育院の登院日に定め、養育院において顕彰事業を行いました。

II章では、「官」と「民」のあいだで、事業が揺れ動きつつ展開されていった養育院と、松平定信への敬慕を深める渋沢の姿にせまりました。



養育院回議録(庶務課) 明治17年2月起
(請求番号: 614.D3.09)

III章 松平定信関係史料と渋沢栄一

松平定信を敬愛していた渋沢は、文化人でもあった定信が描いた絵画や書などをコレクションしており、当館では、渋沢が所有していた「松平定信関係史料」を10点所蔵しています。

渋沢の死後、渋沢家を継いだ孫の敬三が養育院(現地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)に寄贈し、その後昭和41年(1966)に当館の前身である都政史料館が寄贈を受けました。

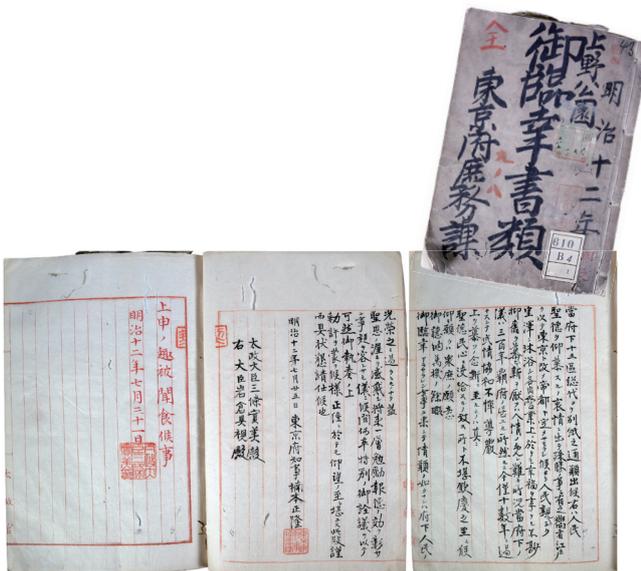
III章では、当館初展示となる楽翁公筆文天祥忠孝二大字、楽翁公筆関羽像といった迫力のある資料のほか、楽翁公水鏡集、楽翁公銅像など選りすぐりのコレクションを展示しました。



展示風景（Ⅲ章）

Ⅳ章 前米国大統領グラント將軍歓迎と渋沢栄一 ～外交における「市民」の登場～

実業界を引退した渋沢は、民間外交の活動に勤しみましたが、それよりもずっと前に、外国の賓客の歓迎を「市民」が行っており、渋沢がそれに寄与していました。明治12年（1879）6月、前米国大統領グラント將軍が世界旅行中に日本へ訪れた際の勳待です。その際、渋沢は、東京會議所にかわる商工団体として設立され、渋沢が会頭となった商法會議所の他のメンバーらとともに「東京府民総代」として中心的役割を果たしました。



上野公園御臨幸書類・全 〈庶務課〉
（請求番号：610.B4.01）

歓迎行事では、工部大学校での夜会、洋風劇場の新富座での観劇につづき、上野公園では明治天皇の行幸を仰いで、流鏝馬、犬追物、槍術、劍術が披露され、数万人の観覧者を集める盛大な式典が行われました。

商法會議所の設立にも、グラント將軍の市民歓

迎にも、日本が欧米諸国と結んだ不平等条約改正への環境整備という意図がありましたが、直接改正に結びつくことはありませんでした。しかし、この歓迎は、明治維新後10年を経て、それまで天皇や政府が担ってきた外交の場面に「市民」が登場した画期的なできごとでした。

Ⅳ章では、錦絵や写真の展示とともに、近代日本外交における「市民」の登場を取り上げました。

Ⅴ章 渋沢栄一ゆかりの地

渋沢は、明治2年（1869）から92歳で死去する昭和6年まで東京に暮らし、住まいを構えた地域や、事業を手掛けた地域での救恤活動や寄付活動などを積極的に行いました。

Ⅴ章では、東京の地域住民としての渋沢の活動にもふれながら、おもにⅠ～Ⅳ章で取り上げた渋沢ゆかりの地や住まいの当時と今を、パネルで紹介しました。



展示風景（Ⅴ章）

おわりに

たんなる経済活動を越えて、「公益事業」をもプロデュースした渋沢の活動を考察した本企画展は、来場者アンケート（45件）によると、展示内容について、大変良かった71%（32件）、よかった22%（10件）と、高評価となりました。

また、感想には、「渋沢の業績について「東京會議所」と「東京市養育院」との関わりや、松平定信を尊敬したことを展示で知ることができた」「関連資料が多く所蔵されていることに驚いた」などありました。

本企画展は、多くの方々に興味を持っていただきました。今後はさらに、当館資料を実際に閲覧したいと思っただけの展示をしていきたいと思ひます。

新規公開公文書の紹介(令和7年度公開)

■はじめに

当館では、作成後 30 年を経過した都文書について作成局との協議を経て一般公開する「30 年公開」事業を行っています。今回は、本年度新たに公開した平成 6 年度作成文書の中から「男女平等社会への道すじーガイドラインの作成について」

(請求番号: 219.D5.08) 及び「東京都 2015 年長期展望 活力とゆとりの東京へ の策定について」(請求番号: 217.E5.32) を紹介します。

■「男女平等社会への道すじーガイドラインの作成について」

昭和 50 年(1975)に国連の第 1 回世界女性会議が開かれて以来、国レベルで「男女平等」に向けた制度改革が進み始めました。日本では、昭和 60 年(1985)に男女雇用機会均等法が成立し、国連の女子差別撤廃条約を批准するなど、男女間格差の是正のために世界の標準に合わせようと努めていきます。

ところが、当時は法律の不備や限界が原因で、男女の均等な取扱が徹底されないことや、保障が十分に機能しないことがあり、女性に配慮した環境づくりが出来ていませんでした。古くからの社会通念や慣習による意識や行動の立ち遅れが、「男女平等」な社会の実現を遠ざけることにも繋がっていたのです。

そこで、都では「男女平等」の視点から意識や行動を見直すための「男女平等社会への道すじーガイドライン」の作成を、都の重要施策の一つとして「第三次東京都長期計画」に盛り込みました。また、「女性問題解決のための東京都行動計画」としても位置付けを行いました。

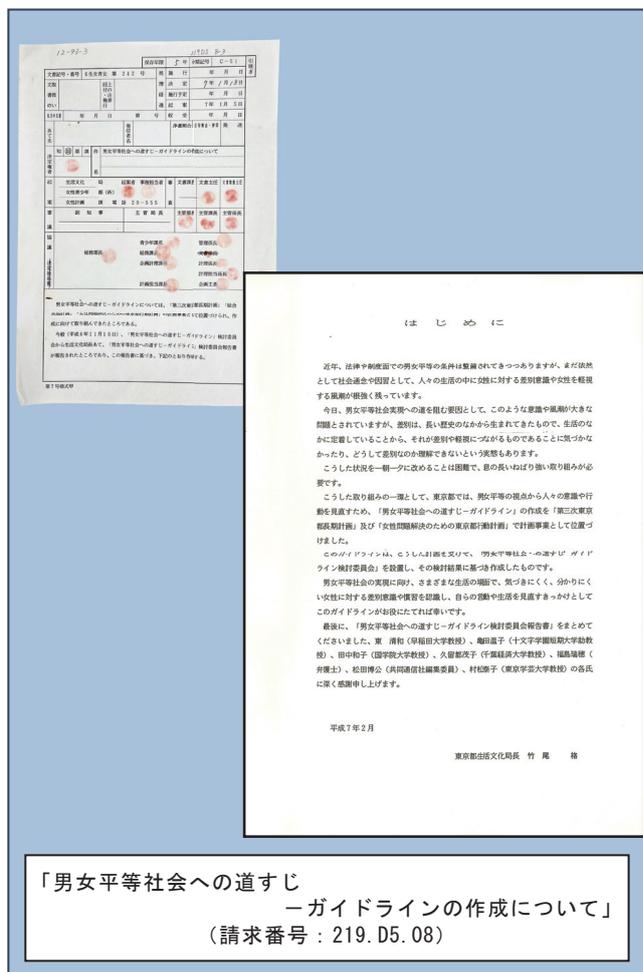
なお、都として、諸外国における「男女平等」実現に向けてのガイドラインに関する資料・文献を収集・分析しました。この結果を受けて、有権者 7 名による「男女平等社会への道すじーガイドライン検討委員会」が発足されました。検討委員会では委員会を 13 回、専門部会を 2 回開催し検討を重ね、平成 6 年(1994)11 月に報告書がまとめられました。当該ガイドラインはこの報告書に基づき作成されることを受けて起案されました。

この事業は、男女が共同で社会の運営とあらゆ

る問題の解決に参画できるような社会を目指して始まりました。こうした社会の実現を目指し、まず、私たちの身近な生活や意識から「男女平等」社会へ向けた見直しをしていくことを目的としています。

意識や生活の中から女性に対する差別に気づくために、①男女二分法的カテゴリー化 ②性別役割分業・固定的ステレオタイプ ③男女の優劣・上下関係の自明視 ④男女の機会の不平等 ⑤女性の性的対象物化 これら 5 つの基本的視点に基づき、身近な「家庭」「学校」「職場」「地域」「ことば・表現・メディア」の 5 つの場面から、それぞれの場面で起こり得る問題点について検討されました。

気づきにくく分かりにくい差別意識や慣習、行動様式等を身近な生活場面の具体的な事例として紹介することで、理解し、見直すきっかけとなるようなガイドブックとなりました。



■「東京都2015年長期展望 活力とゆとりの東京へ の策定について」

都は、平成6年（1994）当時、21世紀に向けて「マイタウン東京構想」を推進するため、行財政運営の基本的方針として東京都長期計画を策定し、社会経済情勢の変化に対応した総合実施計画を策定することで、施策の着実な実施を進めていました。ところが、国内外の政治・経済の変動が大きく移り変わっていることに加え、国際化・情報化の急展開、少子高齢化の進行、地球環境問題の顕在化など、都政を取り巻く社会潮流が激しさを増していました。このような状況下で、今後の都政のあり方として、長期的視点から望ましい東京の将来像を描き、行政のみならず、都民や企業が取り組むべき課題や施策の基本的な考え方を明らかにすることが必要であると認識されていました。そこで、「2015年の東京を考える懇談会」での報告を踏まえて、当時から20年後に東京が実現すべき都市の姿と構築すべき社会を展望し、それに向けてとるべき施策の基本的な方向性を示すために「東京都2015年長期展望 活力とゆとりの東京へ」が作成されました。

都が平成27年（2015）に向けて長期展望を策定するにあたり、特に重視した点として5つ提示されています。

第一に、都が目指すべき都市の姿や新しい社会を築くため、「豊かさやゆとりをめざす新しい公正と効率の確保された社会」と「自立した個人が多様な選択肢のなかで能力を開花できる社会」という2つの社会基調を掲げました。これらは、都が抱える政策課題の解決をはかるための基本的視点であると考えられます。

第二に、3つの都市像とともに、「多様なネットワークの形成」「民間と行政の新たな関係の構築」などの5つの都市戦略を設定し、政策手段の選択についての基本的な方向性を明確に示しました。

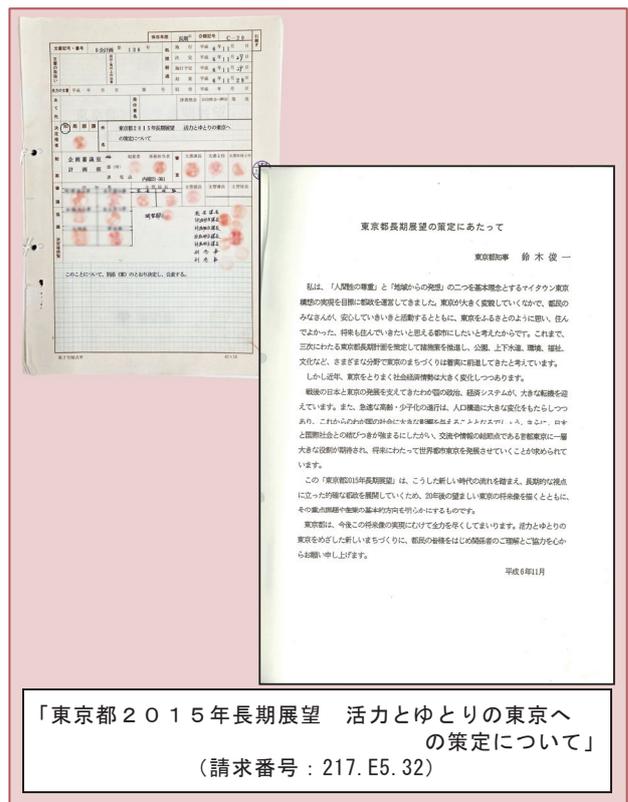
第三に、めざすべき東京の姿を明らかにし、今後都が積極的に取り組むべき、または新たな対応が求められる8つの重点課題（環境と調和のとれた都市づくり・文化いきづく都市生活の実現など）を設定することで、それを実現するための施策の方向性を示しました。

第四に、基礎的な指標の予測や政策効果の測定など、基本的な政策展開に必要な分析を行うとと

もに、定量的な手法がとりにくい領域においても変化の方向性を示すことで、当時から20年後の東京のイメージが明らかになるように努めました。

第五に、都だけを対象としている課題だけでなく、国や区市町村、あるいは民間が主体となった取り組みを検討対象に含めることで、広域的な視点からの方向性を示しました。

なお、他に東京一極集中問題についても、20年後においても東京が引き続き首都機能を有することを前提として、「分権」の推進など一定の方向性を取り上げていました。



■おわりに

今回取り上げた最初の文書では、日頃の生活の中で、差別や無意識に持っている偏見に気づくことが大切であることが分かります。過去の文書を調べ、現在の事業につながる歴史を紐解くことで、その目的や意義についての理解が深まります。

次の文書では、平成6年（1994）から20年後の未来を見据えて策定された長期展望が描かれていましたが、果たして2015年、そして現在においてめざすべき東京の姿に近づけているのでしょうか。当館へお越しいただき、公文書に触れてみて、都政の歩みを振り返ってみるのもよいかもしれません。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会第 329 回定例研究会の報告

■はじめに

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(以下「全史料協」という。)は、文書館、公文書館、図書館、歴史資料館、自治体史編さん室及び大学資料室等が、研究協議を通じて記録史料の保存利用活動の振興に寄与することを目的としています。なお、当館も機関会員です。全史料協には、地域部会(関東部会、近畿部会)があり、地域ごとに月例研究会などで研鑽を積んでいます。

令和 7 年(2025)10 月 29 日、全史料協関東部会(以下「関東部会」という。)第 329 回定例研究会は、東京都公文書館にて開催されました。

■講演会「資料保存のあり方を考える」

本関東部会では、「資料保存のあり方を考える」をテーマに、当館職員中元直子が講演をしました。中元は、当館が開館した 3 施設(竹芝庁舎、玉川庁舎、泉町庁舎)と、2 回の移転を経験しています。

東京都公文書館 開館期間

【竹芝時代】竹芝庁舎 港区海岸

昭和 43 年(1968)10 月～平成 24 年(2012)3 月

【玉川時代】玉川庁舎 世田谷区玉川※旧都立玉川高等学校

平成 24 年(2012)4 月～令和 2 年(2020)3 月

【泉町時代】泉町庁舎 国分寺市泉町

令和 2 年(2020)4 月～現在

講演は最初、各施設の概要と資料保存の取り組みを紹介し、その後、平成 21 年(2009)に発足した「資料保存グループ」について説明がありました。竹芝時代では、書庫不足と老朽化に伴う書庫環境の劣化が進行していました。その後、仮移転先となった玉川庁舎は、昭和 53 年(1978)の竣工で、移転する時には廃校となってから 4 年が経過していました。移転直後も書庫となる教室の日差しや汚れ等、問題が山積していたため、資料保存グループによる書庫環境チェックを行い、書庫の遮光や清掃作業等、館全体で取り組んできました。このような困難な状況で取り組んだ経験を踏まえ、新館(泉町庁舎)設計にゾーニング等保存環境に関わる考え方を反映させることができたのです。

中元は、これまでの経験を通して当館における資料保存のあり方を 4 点にまとめています。その概要は、①将来を見据え施設の不具合に備える、②すぐに対応できる体制づくり、③一人の負担が

大きい対策は全員で行う、④人材育成、知識と経験の積み上げということでした。

本講演は、当館だけでなく他の施設でも参考になる内容だったと感じました。



講演会の様子

■施設見学

令和 2 年(2020)4 月 1 日、泉町に当館が開館した年に当館で第 305 回関東部会を開催する予定でした。ところが、新型コロナウイルス感染症対策のため延期となり、2 年後の令和 4 年に当館でオンライン開催となりました。オンラインだったことから来館での施設見学はできませんでしたが、今回の関東部会でようやく実現できました。



施設見学の様子

■おわりに

本講演の前年度に中元は、当館刊行の『東京都公文書館調査研究年報〈web 版〉』第 10 号「東京都公文書館の施設移転と資料保存の取り組み—学校活用から新館まで」を執筆しています。あわせてご覧ください。

東京都公文書館・日比谷図書文化館連携講座の紹介

■連携講座の開催に当たって

令和7年度、東京都公文書館が長年取り組んできた都市江戸・東京の歴史に関する調査研究の成果を広く都民に還元する場として、千代田区日比谷図書文化館との連携講座を開始することとなりました。同館が定期開催している「日比谷カレッジ」に当館職員を講師として派遣する形で2回の講座を開催しました。

■第1回連携講座

第1回は令和7年6月17日に、「史料でたどる日比谷公園の歴史」と題して西木浩一が講演しました。Ⅰ日比谷公園に至る土地の履歴、Ⅱ市区改正と都市公園の構想、Ⅲ日比谷公園の計画決定から開園まで、Ⅳ日比谷公園の諸施設—音楽堂・日比谷図書館・ルーパロマーナ（ローマの雌狼）といった構成で、当館所蔵の江戸図、明治期の沽券地図等、東京府・東京市行政文書の他、グリーンアーカイブズ所蔵の公園設計図等をふんだんにご紹介する内容でした。日比谷公園は何度も訪れている方が多かったと思われるが、改めて史料で確認する、明治期から大正・昭和戦前期の同園のすがたには興味を抱いていただけようで、終了後の質疑応答に至るまで熱気に満ちた場となりました。最後に紹介した、日比谷公園運動場＝広場から大流行した「丸の内音頭」は特に好評を博したようです。昭和7年(1932)、昭和恐慌の影響が続く中、丸の内・有楽町の店主たちが景気づけに企画した曲が大きなブームを巻き起こしました。

ハア 踊り踊るなら 丸くなって踊れ

ヨイ ヨイ おどりや心も ソイ

おどりや心も丸の内 サテ

ヤットナ ソレ ヨイ ヨイ ヨイ

ヤットナ ソレ ヨイ ヨイ ヨイ

そう、気づかれた方もいるかもしれませんが、これが基となって今も歌い継がれる盆踊りの名曲、そして某在京球団のチーム応援歌としても使われる「東京音頭」が生まれたのです。

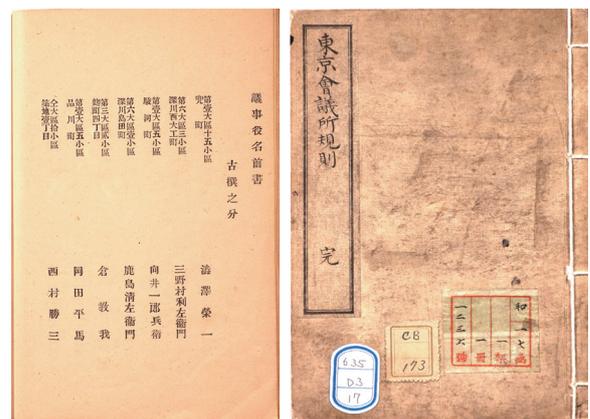
■第2回連携講座

令和8年(2026)2月27日に開催された第2回連携講座「七分積金の使い道—渋沢栄一と近代東京のまちづくり—」(講師:伊藤陽平)も多くの方々

に参加いただき、盛況な講座となりました。ここでは講座の概要をご紹介したいと思います。

七分積金とは寛政3年(1791)に老中・松平定信によって創設された積立金です。明治維新後、困窮者の救済のために江戸町民が積み立ててきた積金は、営繕会議所(後に東京会議所)の下で道路・橋梁やガス灯の整備、学校建設といったまちづくりに用いられました。困窮者救済については、会議所が運営した養育院が担いました。

七分積金は多様な事業に用いられる中、一気に減少していきます。東京会議所のトップに就任した渋沢栄一は、明治8年(1875)に「東京会議所規則」を作り、事業運営のルールを定めました。渋沢は積金の支出をチェックする「議会」的な制度の導入や、会計制度の整備に尽力し、明治9年(1876)には事業が東京府に移管され、行政の下で事業が監督されることとなりました。さらにガス事業は明治18年(1885)に設立された東京瓦斯会社(現東京ガス株式会社)に継承されました。七分積金の使い方は渋沢によって、ルールに基づいた適正かつ効率的なものへと整えられたわけですから、合理的な組織運営を目指す実業家らしい渋沢の考え方が窺えます。



東京会議所「東京会議所規則」(請求番号: 635.D3.17)

■共催企画を終えて

多くのご参加を得て共催講座を開催し、アンケートなどでも、史料に根ざした講演について好意的な意見をいただくことができました。引き続き連携事業を発展させていきたいと思っております。最後に、日比谷図書文化館及び千代田区教育委員会の関係各位に御礼申し上げます。

利 用 案 内

◇閲覧室利用の注意点

バッグ等のお荷物を、ロッカーに入れた後、閲覧室内の受付にお越しください。

※鍵の紛失にご注意ください。

◇閲覧室の利用について

予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・資料を撮影したい場合(要撮影室予約)

◇簡易閲覧[※]の方法

当館の資料は、閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「簡易閲覧票」に記入し、受付にご提出ください。ただし、閲覧室内の資料とデジタルアーカイブの場合は簡易閲覧票の記入は不要です。

マイクロフィルム等の複製物が作成されている資料については、原則として複製物での閲覧となります。

同時に閲覧できる特定歴史公文書等は、10件又は10冊以内です。

※簡易閲覧…特定歴史公文書等その他資料の簡便な方法による利用のこと。

◇簡易閲覧における複写について

複写を希望される方は「複写等申請票」に記入しご提出ください。原本からのコピー機による複写については、資料保存等の観点から複写枚数制限を設けている資料がございます。マイクロフィルム及び電子媒体からの複写については枚数制限がありません。普通紙1枚あたりの複写費用は、白黒10円、カラー20円です。

デジタルアーカイブの場合は、普通紙に加えCD-Rによる複写が可能です。CD-R1枚あたりの複写費用は100円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

◇当館所蔵資料の利用について

以下の資料は簡易閲覧による利用が可能です。

- ・作成又は取得の日の属する年度の翌年度から起算し、30年を経過した特定歴史公文書等(目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。)
- ・図書、刊行物その他の印刷物で、一般の利用に供することを目的として保存しているもの
- ・その他の歴史的資料

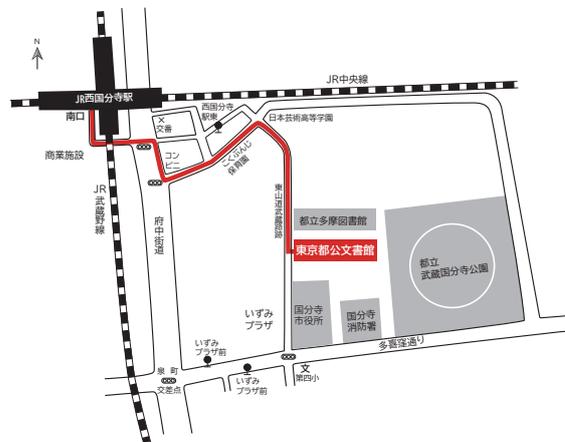
※簡易閲覧の対象ではない文書等の利用については、東京都公文書等の管理に関する条例19条に基づく利用請求制度があります。

利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

【利用案内】

- ① 開館時間
月曜日～土曜日 9時～17時
- ② 各種申請及び精算の受付時間
9時～16時30分
- ③ 休館日等
・日曜日、国民の祝日及び振替休日
・毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)及び年度末日(日曜日の場合は前日)
・年末年始(12月28日～1月4日)
・臨時の休館日として公示した日
- ④ 来館について
ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。なお、身体障害者用の駐車スペースをご用意しています。自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

【案内図・交通機関】



- ・JR中央線・武蔵野線「西国分寺」駅下車 徒歩約8分
- ・京王バス「いずみプラザ前」下車 徒歩約4分
- ・ぶんバス(万葉・けやきルート、北町ルート、日吉町ルート)「国分寺市役所」下車 徒歩約1分

研修室の一般貸出しについて

研究会や講演会などにご利用いただける研修室(有料)を、一般に貸し出します。詳細は、東京都公文書館ホームページをご覧ください。

ご自宅からもご覧になれます

○東京都公文書館情報検索システム

当館が保有する特定歴史公文書等の目録をインターネットで検索できます。

○東京都公文書館デジタルアーカイブ

江戸明治期史料や重要文化財に指定されている東京府・東京市行政文書など閲覧利用が多いものを中心に、順次インターネットに公開しており、閲覧室の端末だけでなく、自宅等で閲覧できます。